公　告　第　175　号
令和8年10月30日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長　　中田　道夫

分任契約担当官陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地第433会計隊長之印

次のとおり一般競争入札を行います。

1　入札に付する事項

件名	規格	単位	数量	納期	納地
仮設教場の借上げ	仕様書のとおり	式	1	令和9年2月19日～令和9年3月31日	陸上自衛隊板妻駐屯地
仮設教場の借上げ	仕様書のとおり	式	1	令和9年4月1日～令和10年3月31日	

2　参加資格

(1)　令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA，B，C，D等級に格付けされ、競争参加地域が東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。または、申請手続き中であり申請手続きを実施している事実が確認できる書類を有するもの。

(2)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(7)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(8)　暴力団関係業者でないこと。（工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者）

3　契約条項を示す場所：　第433会計隊事務室

4　説明会の日時及び場所：なし

5　入札実施日時及び場所：**令和8年11月11日(水)10時30分**　陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　第433会計隊入札室

6　保証金及び違約金

(1)　入札保証金：免除　　但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）」の100分の5に相当する金額を徴収する。

(2)　契約保証金：免除　　但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

(3)　遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7　無効入札

(1)　本公告に示した資格のない者の入札

(2)　入札者が誰であるか及び入札金額が識別し難い場合の入札

(3)　入札に関する条件に違反した入札

(4)　入札金額が明瞭でない入札

(5)　FAX、電報、電話、電子メールの入札

(6)　入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

(7)　押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの

(8)　郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

8　落札決定方法

(1)　総額により決定する。

(2)　入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。

(3)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)　予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

9　契約書の作成

(1)　落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成する。

(2)　適用する条項

ア「賃貸借契約条項」

イ「談合等の不正行為に関する特約条項」・「暴力団排除に関する特約条項」

10　その他

(1)　委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。

(2)　資格審査結果通知：令和8年11月6日（金）までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」（写）を提出する。

(3)　入札参加希望者は、令和8年11月6日（金）14時00分までに市価調査票の提出をすること。（メール可）

(4)　郵便入札について：郵便による入札は令和8年11月10日（火）16時00分までに下記宛先必着とする。

封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送するとともに事前に郵送で提出する旨の連絡をするものとする。

なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア　日・時：令和8年11月13日(金)9時50分

イ　場　所：陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　第433会計隊入札室

(5)　暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。

(6)　入札に関する問い合わせ・連絡先

〒412－8550　静岡県御殿場市中畑2092－2

陸上自衛隊滝ケ原駐屯地　第433会計隊　契約班（担当：加藤）

連絡先：0550－89－0711（内線：343　FAX：487）

メール：433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

(7)　仕様書に関する問い合わせ・連絡先

〒412－0048　静岡県御殿場市板妻40-1

第3陸曹教育隊（担当：有元）

連絡先：0550－89－1310（内線：545）

仮設教場の借上げ （令和８年度）	仕様書番号	３曹教－１
	作成年月日	令和８年１０月１９日
	作成部隊	第３陸曹教育隊管理科

１　適用範囲

本仕様書は、第３陸曹教育隊において学生が使用するための連棟式ハウス借上げの規定について適用する。

２　仕様（基準）

(1)　教場①（５４型１３連平屋）

品　名	数量	内　容	備　考
５４型１３連平屋	１棟	・１３連棟を設置する仕様とし、設置・組み立て・運搬を含む。 ・建築確認を申請するうえで必要な基礎工事を実施すること。 ・各棟に最低４基の蛍光灯（インバーター式）を設置すること。 ・各窓に暗幕として使用できるカーテンを設けること。 ・各棟に床上３０ｃｍ程度のところにコンセント（計６コロ以上）を設けること。	
発電機	１台	・ハウス周辺に設置すること。 ・燃料（軽油）は満タン出庫、満タン返納 ・１次側、２次側の電源工事を含むこと。	ハウス内の電気設備に使用し 60kval 以上のものとする。
エアコン	４台	・４台設置するものとし、ハウスに合う企画を設置 ・基本管理料を含むものとする。	
建築確認申請		・御殿場市役所建築住宅課への申請・調整を含む。	
都市計画法に定める手続き		・御殿場市都市計画課への申請、調整等を含む。	

(2)　教場②（５４型１０連平屋）

品　名	数量	内　容	備　考
５４型１０連平屋	１棟	・１０連棟を設置する仕様とし、設置・組み立て・運搬を含む。 ・建築確認を申請するうえで必要な基礎工事を実施すること。 ・各棟に最低４基の蛍光灯（インバーター式）を設置すること。 ・各窓に暗幕として使用できるカーテンを設けること。 ・各棟に床上３０ｃｍ程度のところにコンセント（計６コロ以上）を設けること。	
発電機	１台	・ハウス周辺に設置すること。 ・燃料（軽油）は満タン出庫、満タン返納 ・１次側、２次側の電源工事を含むこと。	ハウス内の電気設備に使用し 60kval 以上のものとする。
エアコン	３台	・３台設置するものとし、ハウスに合う規格を設置 ・基本管理料を含むものとする。	
建築確認申請		・御殿場市役所建築住宅課への申請・調整を含む。	
都市計画法に定める手続き		・御殿場市都市計画課への申請、調整等を含む。	

３　期　間

(1)　申請、施工、設置完了日：令和９年２月１９日（金）

※完成時期については官側と調整する。

(2)　リース期間：令和９年２月１９日（金）～令和９年３月３１日（水）

連棟式ハウス仕様書（続）

4　設置場所
板妻駐屯地内（３号庁舎南側）
細部配置は別紙「プレハブ設置の詳細」参照

5　その他
(1)　本役務の実施に関しては、本仕様書による。
(2)　本仕様書内容、作業中に疑義が生じた場合は、監督官に確認し指示を受けること。
(3)　搬入中、搬出中等の災害及び既存構造物を破壊した場合は請負者の責任において、速やかに現状回復すること。
(4)　役務写真は、搬入時の車両全体の写真を撮影し、細部については監督の指示による。
(5)　当該役務は諸法令等を遵守し行うこと。
(6)　搬入中、搬出中等における安全確保を全て優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生の防止に努めるものとする。
(7)　当該役務関係書類は、監督官が指示する様式により作成・提出すること。
(8)　本役務で賃貸借した連棟ハウスに不具合等が生じた場合は、請負方で早急に復旧作業を行うこと。また、上記器材受領時に官側係官に規格等の確認を受け伝票を引き渡すものとする。
(9)　本仕様書に明記されていない事項で疑義を生じた場合は、官側と調整の上決めるものとする。

仮設教場の借上げ （令和９年度）	仕様書番号	３曹教－１
	作成年月日	令和８年１０月１９日
	作成部隊	第３陸曹教育隊管理科

1　適用範囲

本仕様書は、第３陸曹教育隊において学生が使用するための連棟式ハウス借上げの規定について適用する。

2　仕様（基準）

(1)　教場①（５４型１３連平屋）

品　名	数量	内　容	備　考
５４型１３連平屋	１棟	・１３連棟を設置する仕様とし、設置・組み立て・運搬を含む。 ・建築確認を申請するうえで必要な基礎工事を実施すること。 ・各棟に最低４基の蛍光灯（インバーター式）を設置すること。 ・各窓に暗幕として使用できるカーテンを設けること。 ・各棟に床上３０ｃｍ程度のところにコンセント（計６コロ以上）を設けること。	
発電機	１台	・ハウス周辺に設置すること。 ・燃料（軽油）は満タン出庫、満タン返納 ・１次側、２次側の電源工事を含むこと。	ハウス内の電気設備に使用し 60kval 以上のものとする。
エアコン	４台	・４台設置するものとし、ハウスに合う企画を設置 ・基本管理料を含むものとする。	
建築確認申請		・御殿場市役所建築住宅課への申請・調整を含む。	
都市計画法に定める手続き		・御殿場市都市計画課への申請、調整等を含む。	

(2)　教場②（５４型１０連平屋）

品　名	数量	内　容	備　考
５４型１０連平屋	１棟	・１０連棟を設置する仕様とし、設置・組み立て・運搬を含む。 ・建築確認を申請するうえで必要な基礎工事を実施すること。 ・各棟に最低４基の蛍光灯（インバーター式）を設置すること。 ・各窓に暗幕として使用できるカーテンを設けること。 ・各棟に床上３０ｃｍ程度のところにコンセント（計６コロ以上）を設けること。	
発電機	１台	・ハウス周辺に設置すること。 ・燃料（軽油）は満タン出庫、満タン返納 ・１次側、２次側の電源工事を含むこと。	ハウス内の電気設備に使用し 60kval 以上のものとする。
エアコン	３台	・３台設置するものとし、ハウスに合う規格を設置 ・基本管理料を含むものとする。	
建築確認申請		・御殿場市役所建築住宅課への申請・調整を含む。	
都市計画法に定める手続き		・御殿場市都市計画課への申請、調整等を含む。	

3　期　間

(1)　リース期間：令和９年４月１日（木）～令和１０年３月３１日（金）

(2)　撤去開始日：令和１０年４月１日（土）

(3)　撤去完了日：令和１０年４月２１日（金）

※撤去完了日については撤去開始から２～３週間基準

連棟式ハウス仕様書（続）

4　設置場所

板妻駐屯地内（３号庁舎南側）

細部配置は別紙「プレハブ設置の詳細」参照

5　その他

(1)　本役務の実施に関しては、本仕様書による。

(2)　本仕様書内容、作業中に疑義が生じた場合は、監督官に確認し指示を受けること。

(3)　搬入中、搬出中等の災害及び既存構造物を破壊した場合は請負者の責任において、速やかに現状回復すること。

(4)　役務写真は、搬入時の車両全体の写真を撮影し、細部については監督の指示による。

(5)　当該役務は諸法令等を遵守し行うこと。

(6)　搬入中、搬出中等における安全確保を全て優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生の防止に努めるものとする。

(7)　当該役務関係書類は、監督官が指示する様式により作成・提出すること。

(8)　本役務で賃貸借した連棟ハウスに不具合等が生じた場合は、請負方で早急に復旧作業を行うこと。また、上記器材受領時に官側係官に規格等の確認を受け伝票を引き渡すものとする。

(9)　本仕様書に明記されていない事項で疑義を生じた場合は、官側と調整の上決めるものとする。

プレハブ設置の詳細

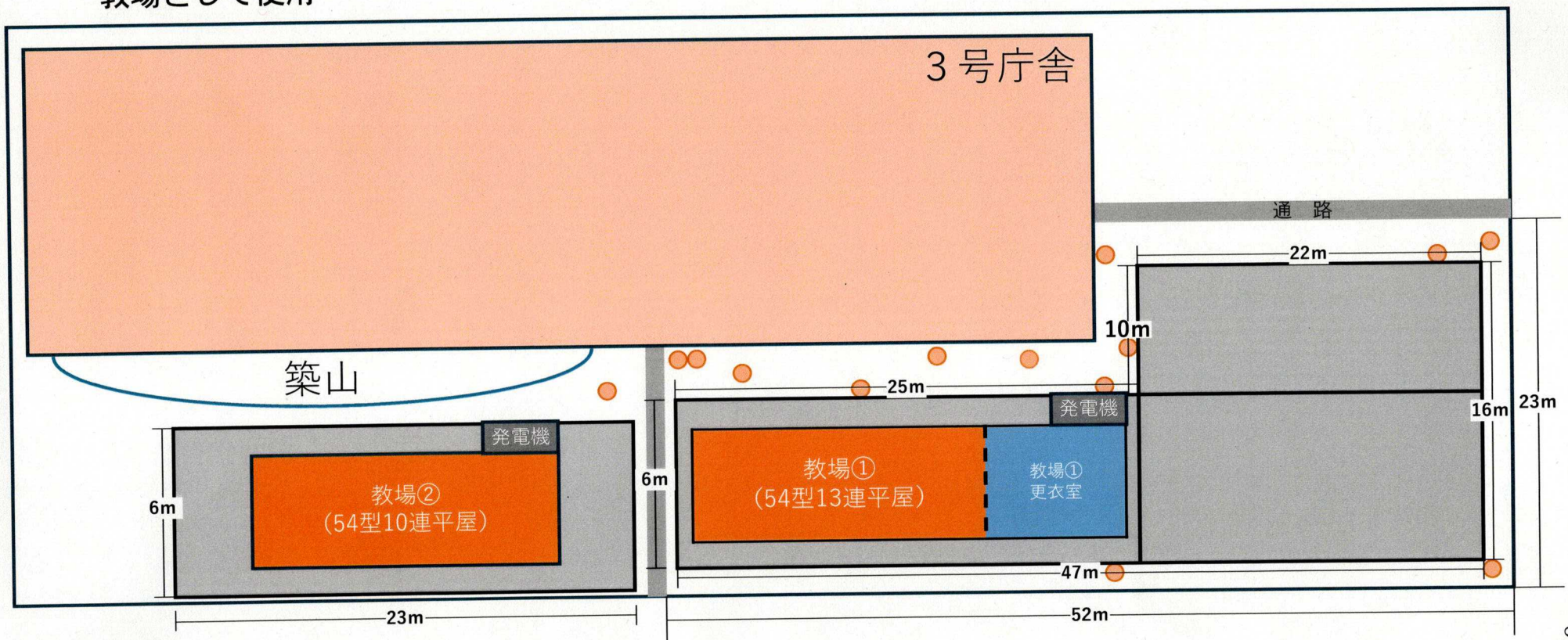
1　設置場所及び設置可能区域
　板妻駐屯地　３号庁舎南側（下図参照）

2　設置期間
　令９年２月～令和１０年３月

3　設置プレハブ規格
(1)　教場①　54型13連平屋
(2)　教場②　54型10連平屋

4　主用途
　教場として使用

5　特記事項
・建築申請等手続き等を含めて依頼します。
・照明等に加え空調、カーテンの設置をお願いします。



凡例：マンホール